

1 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

飲食料品製造・販売事業者の排出抑制及びリターナブル容器利用のきっかけともなっている「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、容器包装リサイクル法）」に示されている目的と、事業者の責務についてとりまとめた。

1.1 目的（第一条関連）

容器包装リサイクル法の目的は、以下のように記されている。

第一条 この法律は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

本法は、容器包装廃棄物の排出抑制（リデュースとリユース）、分別収集、再商品化（リサイクル）を促進することによって、廃棄物の適正処理と、資源の有効利用の確保を図ることを第一的な目標とし、究極的には、これによって、生活環境の保全と、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

平成9年の容器包装リサイクル法の施行時は、目的に、「容器包装廃棄物の排出の抑制」の文言はなかったが、平成18年6月の改正時に、この文言が加えられ、リサイクルだけでなく、リデュースや、リユースをこれまで以上に推進していくことが明記された。

また、これに連動して、第三条の基本方針や、第五条の国の責務、第六条の地方公共団体の責務の条文においても、「容器包装廃棄物の排出の抑制」の文言が加えられている。

さらに、第4章として、「排出の抑制」を主題とした、「第七条の二～第七条の七」が、追加されている。

1.2 事業者の責務（第四条関連）

容器包装リサイクル法では、事業者及び消費者の責務を以下のように記している。

第四条 事業者及び消費者は、繰り返して使用することが可能な容器包装の使用、容器包装の過剰な使用の抑制等の容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、分別基準適合物の再商品化をして得られた物又はこれを使用した物の使用等により容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等を促進するよう努めなければならない

本条では、再商品化物の利用の他、「繰り返して使用することが可能な容器包装の使用（リユース）」、「容器包装の過剰な使用の抑制（リデュース）」を、事業者の自主的努力として求めている。

また、事業者にかかる具体的な責務としては、特定事業者に対しては、分別基準適合物の再商品化義務（第十一条～第十三条）を、再商品化によって得られた物を利用できる事業者に対しては、その利用義務等（第三十六条）を課している。

さらに、平成 18 年度の法改正に伴い、前節で示した第七条に、レジ袋等の容器包装を多く用いる小売業者（＝指定容器包装利用事業者）の容器包装の使用合理化の義務が課せられることとなった。

より具体的には、省令（小売業に属する事業を行う容器包装多量利用事業者の定期の報告に関する事項を定める省令：平成 18 年 12 月 1 日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第二号）によって、指定容器包装利用事業者に対しては、容器包装の使用合理化のための目標設定、容器包装の有償化、マイバッグの配布等の排出抑制の促進等の取組みを求めることとなっている。

特に、容器包装を年間 50 トン以上用いる多量利用事業者には、毎年取組み状況等について国に報告を行う義務が課せられている。

平成 18 年の改正で、排出抑制の取組みの報告が義務化されたのは、容器包装を多量に利用する小売業者のみであったが、改正に伴う衆議院および参議院の付帯決議には、「本法附則第 4 条に基づく次回の見直しにおいては、より効果的な容器包装廃棄物の 3 R の推進を図ることができるような各主体の役割分担の在り方について検討を行うこと。（衆議院）」や、「容器包装の軽量化や素材の選択など、拡大生産者責任の効果を十分いかせるよう、事業者等の関係者の役割について、必要に応じて検討すること。（参議院）」が、継続的な検討課題として示されている。